

(事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係)（案）の概要

ガイドラインの改正

資金決済に関する法律の成立

・法律の適用範囲の拡大

サーバ型前払式支払手段を法の適用対象に追加

・登録拒否要件の拡充

法令等遵守態勢や加盟店管理態勢の整備を求める

・各種行為規制・規定等の追加

払戻し規定、自家型発行者の監督規定等

事務ガイドラインの改正

I. 総則

II. 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目

III. 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点

I. 総則

1. 前払式支払手段の範囲等

- 前払式支払手段に該当しない証票等又は番号、記号その他の符号
- 法の適用を除外される前払式支払手段等

2. 基準日未使用残高の算出方法

- 基準日未使用残高の算出方法
- 基準日未使用残高の算出方法の特例

II. 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目

1. 法令等遵守

- 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等
- 反社会的勢力による被害の防止

2. 利用者保護のための情報提供・相談機能等

○表示義務

- ・サーバ型前払式支払手段にも券面表示義務が課せられる場合（権利行使に必要な有体物がある場合）を明示
- ・券面表示に代わり、ホームページ等によって情報提供を行う場合の留意点

○帳簿書類

- ・前払式支払手段の種類、発行営業所等ごとの発行・在庫枚数の適切な把握
- ・内部監査部門等における帳簿の正確性の検証態勢の整備
- ・法定帳簿のデータ毀損時の復元態勢の整備

○利用者情報管理

○苦情処理態勢

- ・担当部署設置や手続きの制定など迅速な対応のための態勢整備
- ・苦情等の実績を蓄積し、再発防止策等への活用

3. 事務運営

○システム管理

○前払式支払手段の払戻し

- ・法第20条第1項に基づく払戻しの際の、適切な方法・手段による公告の実施
- ・申出者に対するもれのない払戻しの実施の確認

○加盟店の管理（第三者型発行者のみ）

- ・加盟店契約締結の際の当該契約先が提供する物品・役務の内容が公序良俗等に反していないかの確認
- ・発行者から各加盟店に対する、一定期間ごとの前払式支払手段の使用実績報告の徵収

4. 自家型前払式支払手段の発行の業務の承継に係る特例

5. 外国において発行される前払式支払手段に対する基本的考え方

III. 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点

○一般的な事務処理等

法令遵守、内部監査等の実施についてのモニタリング、苦情・照会対応等

○行政処分を行う際の留意点

処分検討の際には、行為の重大性、悪質性等を勘案

○資金決済法等に係る諸手続

登録申請・届出の受理、廃業等の取扱い等